

平成18年度第2回大阪家庭裁判所委員会 議事概要

(大阪家庭裁判所事務局総務課)

平成18年11月29日(水)に開催された平成18年度第2回大阪家庭裁判所委員会における議事の概要は、次のとおりです。

1 日時

平成18年11月29日(水)午後3時から午後5時30分まで

2 場所

大阪家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員)石浜紅子, 泉耿子, 北澤和彦, 桑原千香, 高橋文伸, 中田昭孝,
永田広道, 福田眞, 松川正毅, 中本和洋(敬称略。五十音順)

(事務担当者)大橋直孝, 島田幸男, 長路基樹, 寺田行廣, 荒木直彦, 田口正雄

(庶務)藤井祥裕, 木村貴志

4 議事

(1) 委員長あいさつ

(2) 委員交替紹介

退任は, 加藤治子委員, 久貴忠彦委員, 齊藤雄彦委員, 永田祥子委員

新任は, 桑原千香委員, 篠崎由紀子委員, 松川正毅委員, 山根英嗣委員

(3) 前回の意見に対する取組状況の報告

別紙1のとおり

(4) 離婚調停の現状と課題についての説明

別紙2のとおり

(5) 子どものある夫婦の離婚調停事件における調停の充実の試みについての説明

別紙3のとおり

(6) 意見交換

以下, 委員長は , 委員は , 事務担当者は で表示する。

離婚調停事件が当家庭裁判所の相当なウエートを占めている。来年4月から施行される年金分割制度に伴う熟年離婚という問題もあるが、今日は小さい子供を抱えているなどの若年層の離婚を中心に議論をお願いしたい。

大阪の場合、調停の成立率が低いということであるが、その後どうなっているのかデータを示していただければと思う。また、そのうち子供のいるケースは全体の何割ぐらいなのか。

ビデオを見せるタイミングは具体的にいつの段階なのか、また、具体的な使い方としてどなたがどのような形で使っておられるのか。ビデオを使うのに非常に長い時間を要すると思われるので、だれが使うかによって有効性が全然変わってくると思う。

子供が絡んだ離婚問題の相談を受けた場合には、知識を与えるということも大切だが、何より大切なのは、なぜ自分は子供を引き取りたいと思っているのかという問題の本質に気付かせることである。本当に子供と暮らしたいからか、相続などの問題という点なのか、それに気付くことが大前提になってくる。

このビデオをうまく使うと、この二つの要素をうまく引き出せる。

調停が成立しなかった場合には、最終的に人事訴訟というかたちで解決を図っていくことになる。それから、調停取下げというケースもある。これは裁判所を使っての紛争解決が必要なくなったという場合もある。

9月の1箇月間の本庁で申し立てられた調停事件196件について統計を取ってみた。年齢を問わず子供のいる夫婦の事件は142件であった。年齢別には、0歳から2歳までの乳幼児が約23%、3歳から6歳までの未就学児童が約28%、7歳から12歳までの小学生が約31%、13歳以上19歳までが約18%である。

離婚調停事件については、まず申立てがあり、その後、調査官が記録を検討して事件を選別する機会がある。その中で、例えば、余りにも暴力がひどいとか、当事者の精神疾患が予想されるようなものを除き、これはビデオが視聴できそう

だというものには、調査官がその意見を付けて、調停委員が記録を見た上で調停に臨んでいる。調停の第1回目から視聴することはなく、第2回期日又は第3回期日に視聴する事例が多い。

ビデオ視聴の実施については、人間関係諸科学の専門家である調査官が、期日の待合時間に行く。

ケースに応じてセッションごとに当事者の持つ問題性に応じた場面を見せるという使い方もできるように作られているが、今の段階では全部視聴してもらった上で反応や感想を求めている。

調停手続全体の説明ビデオは、当庁1階ホールで常時上映している。

以前、この委員会で、夫婦関係調整申立書の申立ての動機欄の中に精神病からの回復不能という選択肢があることが議論になった。精神科医の委員から、そうしたものは書くべきではないという意見があった。今回その項目が削除されているが、変更があったのか、大阪家裁独自のものなのか。

改正の経緯については十分把握していないが、この書式については、基本的には全国统一という書式になっている。

委員会の議論の内容は、最高裁にも伝わっていると思う。

夫婦関係事件の平均審理期間については、庁によって長短がある。この差をどう見ているのか。

個々の事件の属性もあるが、庁によって調停の進め方が大きく異なるということはない。審理期間を短縮するための検討は行っているところである。

堺支部は、庁舎を新営している関係で期日が入りにくく、その結果審理期間が長くなっているということはないか。

堺支部は現在仮庁舎で執務を行っている関係上、幾分その影響があるかと思う。

全国的には右肩上がりで審理期間が延びているが、大阪では、全体的に下がってきているとの説明があったが、何か工夫がされ、その効果が出ているのではな

いか。

調停の充実に関しては、職員の意識付けや検討を行っているところであり、この傾向が続くよう努めている。

調停の成立率が全国よりも低いということは非常に厳しく受けとめており、裁判官、職員が一体となって調停の充実に向けて努力している。

ビデオに関しては、当事者は家庭裁判所に来る場合には対立が激しく、自己中心的になっているので、できれば裁判所へ来るまでに、子供はこんなに心を痛めているんだということを見てほしいと思った。

調停の取下げは自分たちでもう一度考えてみますということが多いので、話合いがうまくいかず調停が不成立に終わったのとは意味合いが違うと思う。また、調停の審理期間が短ければそれで調停が成功だということでもないと思う。

審理期間については、事件数と職員の配置のアンバランスの問題ではないかと思った。

また、ビデオについては、家庭裁判所に相談しようかと考えている人、事件の入口に入る前の人に見てもらえれば、もっと子供のことを考えて離婚の条件を話し合わないといけないなどということを広めていけるのではないか。

本庁、堺、岸和田それぞれの事件処理状況というのを常に把握しながら人員配置も計画している。基本的には申立件数に一番注意している。

このビデオを一般の人が自由に視聴できるようにしてはという意見は他にもある。ただ、今のところは、事件処理のために内部に限って利用する目的で作製されていることと、活用を始めたばかりで効果や活用方法を見定めているところであることから、すぐ外部で視聴してもらおうというのは難しいと思っている。将来的には検討していきたい。

ビデオをきちんとコーチしながら見せるのは時間的に難しいということだが、事前に見てきてもらい、感想などを書いてきてもらえば、時間が短縮できるのではないか。

ビデオを見てどのように感じたか、どの場面が印象に残ったか、どの部分が自分たちの問題解決に役立つかということを見た直後に書面で書いていただいている。それを踏まえて、どこに助言をすれば前に進むのかということ工夫しながら調停を実施している。

例えば、「年金分割を期待されている人編」のように、ケース別にビデオをつくることはできないか。今後そのようにビデオを増やしていけば、非常に有効なツールになると思う。

先ほど離婚調停申立てが減っている背景として離婚時年金分割制度の施行待ちがあるのではないかという分析があったが、そうすると、来年の2007年問題というのは、家庭裁判所は結構深刻なのではないか。何か対策みたいなものはあるのか。

子を巡る離婚の問題は若年夫婦が中心であって、離婚調停の申立件数の一番多いのがその年齢層である。年金分割が影響してくる夫婦というのは、いわゆる熟年離婚の年代であり、その年代の離婚調停の申立件数はこれまでもそれほど多い数ではない。だから、年金分割制度が施行されて離婚調停事件は多少増加するだろうが、さほど伸びることはないだろうという予測を立てている。

年金分割制度の施行により離婚調停事件の申立てが増加するという懸念があるのであれば、離婚時年金分割制度といってもいろいろ条件があるわけで、一律2分の1になるわけではないので、こういう情報をホームページに掲載すべきではないか。

ビデオは視点が子供にあるということで統一された動かない軸があり、これは新しい時代を示すビデオだという感じがした。現在、ヨーロッパでは、離婚というのは子供を中心に考えていくというのが主流の時代になっている。そういう観点からすると、親が離婚して子供に影響を与えてはならないのであって、どうすればそれができるのかということで、現在、立法が非常に活発になってきている。

どこでビデオを見せるかということについて、むしろ争いになってからでは遅いという感じがする。社会的にこういう考え方が普通であるというふうに広がっていったらいいと思う。

調停では互譲の精神ということがよくいわれるが、これも、そろそろ変えた方がいいのではないかと思う。何のために譲らないといけないのかという考え方が現代の大きな力であるので、むしろコミュニケーションを図り、納得して離婚する方がいいのではないかと思った。

調停について、裁判の枠組の中での位置付けがなかなか分かりにくい。もう少しうまく説明できることが将来的なテーマではないか。

裁判所へ来るのはかなり破綻が進んだ場合なので、破綻する前にあのビデオを見ると、溝が深くない間に修復される可能性もあると思う。

離婚の場合、調停で離婚するのと訴訟で離婚が決まるのと、どう違うのかということをも本人によく理解してもらうことが必要だと思う。つまり、調停が成立するという事は納得して別れるわけだが、訴訟で「あんたが負け」ということになると、納得しないで一方的に別れたくないものを別れさせられるということもある。それを調停の中でどのように理解してもらうかという作業を調停委員なり、裁判所でやっていただければと思う。

先日、中野にある法テラス本部のコールセンターに行ってきた。離婚事案など男女、夫婦関係というのは第2位であったが、裁判所に来るような事案ではなく、頭の中にちょっと離婚があって、年金の問題であるとか、子供の扶養の問題であるとか、まだ法的紛争に至る前の事案が多数来ていた。コールセンターの対応は、法律の説明が中心で、具体的なものがあまりなかった。

法テラスと連携して、具体的手続が一目見て分かるようなパンフレットであるとか、ビデオを事前に見られるようになれば、本人たちも裁判所に来る手前で対応できるのではないか。

(7) 次回テーマについて

離婚調停については、もっとほかにもいろいろ論点があると思う。例えば、調停委員等の役割、弁護士が就いた場合の役割だとか、本人だけでやっている場合のいろいろな問題点もある。それから、暴力絡みの離婚問題も最近は随分あるので、もう1回ぐらい離婚をテーマにしてはどうかと思う。

離婚調停のテーマで続行してはどうかという御意見があったが、他の委員の方の御意見はいかがか。

(各委員) 了承

(8) 次回の予定等

ア 平成18年度第3回委員会開催日時

平成19年2月19日(月)午後3時

イ 上記委員会に関する準備検討会日時

平成19年1月16日(火)午後2時